

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第20号 桐生市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

本条例は、高齢者が介護を必要とする状況になっても住み慣れた地域で生活していくことを支援するための「地域密着型介護予防サービス事業(要支援者を対象とする3種類の施設)」に関する基準を、厚生労働省令の基準値(従うべき基準、標準、参酌すべき基準)に従い定めています。主な改正点は、次のとおりです。

項目	主な改正内容
介護予防小規模多機能型 居宅介護	① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け
介護予防認知症対応型共同 生活介護 [グループホーム]	① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け ② 協力医療機関との連携体制の構築 ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
全サービス共通	① 「書面掲示」規制の見直し ② 管理者の兼務範囲の明確化 ③ 身体的拘束等の適正化の推進

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた国の改正と共に当条例改正を行ってきたところです。

今般、令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、省令が一部改正されるため、市の指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。